

平成 26 年 7 月 10 日

貸金業者 各位

日本貸金業協会

「特定情報照会サービス」利用申込について

平成 26 年 6 月 4 日に改正された「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」といいます。）により、貸金業者は反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢の構築として、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースの構築、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制が求められます。

これを踏まえ、当協会では、平成 26 年 6 月 10 日に「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」（以下「自主規制基本規則」といいます。）等を改正し、当該体制を構築するための一助として「特定情報照会サービス」の提供を開始いたします。

当該サービスによって反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースの構築についての体制整備が可能となります。

この「特定情報照会サービス」は、当協会及び株式会社日本信用情報機構双方に加入している会員向けサービスですが、利用にあたっては、当協会への「特定情報照会サービス利用申込書」の提出等が必要となり、当該受付を平成 26 年 7 月 22 日から開始いたしますのでご案内申し上げます。

なお、「特定情報照会サービス」申込の要領等は、追って、当協会ウェブサイト等に掲載する予定です。

「特定情報照会サービス利用申込書」

<http://www.j-fsa.or.jp/association/regulation/business.php>

本件問合せ先

会員業務部 03-5739-3014

業務企画部 03-5739-3017